

第19期

第31回

# 総会議事録

令和5年10月18日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和5年10月18日(水)

2. 開催場所 5-1-1会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	欠席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 吉 村 隆

【主任主査兼農地調整係長】 笠 井 幸 治

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時43分

8. 閉会宣言 14時40分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

---

署名人

吉田 直衛

---

署名人

松川 延安

---

事務局	<p>ただいまより、第31回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員、古川 弘作委員、黒澤 大吉委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。秋の取入れで忙しいところ、皆さん終盤に入った頃だと思いますが、これからも事故等に気をつけて作業していただきたいと思えます。</p> <p>本日もよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>5番 吉田 直衛 委員</p> <p>20番 松川 延安 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案訂正と取り下げがございます。</p> <p>議案書の7ページをお開きください。</p> <p>まず、議案訂正でございますが、喜久田1番の土地の表示欄「喜久田町堀之内字欠下5-30 161㎡」が削除になります。</p> <p>また、「非農地に関する判断について」別紙でございますが、地目の現況欄及び別紙2ページ中央25番以降の付番に誤りが</p>

	<p>ございましたので、机上にて差替資料を配布させていただくとともに、タブレットのデータも差し替えいたしました。</p> <p>お詫びいたしまして訂正させていただきます。</p> <p>次に、取り下げでございますが、議案書7ページから9ページ日和田2番から日和田12番までの11件につきましては、申請人の都合により取り下げとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、農業廃止、農業開始です。</p> <p>10月5日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職代、事務局職員と事前審査会を行いました。</p> <p>渡し人、受け人は親子です。渡し人は高齢のため、娘に経営移譲を行う必要があると考え、今回に申請になりました。</p> <p>また受け人も、今後は地元協力者の指導を受け、農業をしたいとのことでした。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について許可と決します。</p>

	<p>次に、2番 1件について、付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては、委員が受け人になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、子への贈与です。</p> <p>受け人と妻、母が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について許可と決めます。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(退席委員が復席する。)
議 長	次に、3番 1件について、付議いたします。細山 文昭委員の調査報告を求めます。
細山 文昭 委員	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>10月5日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職代、事務局職員と事前審査会を行いました。</p>

	<p>借人は郡山園芸振興センターで研修生として勉強しており研修後は実家近くの農地を借り、両親や地元協力者のもと農地を開始します。</p> <p>現在耕運機、草刈機は所有しています。</p> <p>トラクターと軽トラックは両親より借ります。</p> <p>現地は適正に管理された土地であり、今後も適正に管理されると思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、4番と5番の 2件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>4番と5番の 2件について、調査の結果を報告いたします。まず、4番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、高齢化、経営継承です。受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に、5番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。受け人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、</p>

	<p>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番と5番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番と5番の2件について許可と決します。</p> <p>次に、6番から10番までの5件について、付議いたします。これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一委員	<p>まず6番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p> <p>10月6日、事務局会議室において事前審査を行いました。その後、7日に現地を確認して来ました。</p> <p>下限面積が廃止されたことにより、家庭菜園をやりたいというのが理由です。</p> <p>受け人と家族が農作業に従事します。</p> <p>農地は周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理されており全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>次に7番から10番までの調査結果を報告いたします。</p>



	<p>10月8日に現地を確認して来ました。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>これらの農地については、以前にお互いに仕事がやりやすいように整形した土地を測量してお互いの境界線をはっきりさせるものです。</p> <p>農地は周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
吉田職代	<p>6番から10番までの 5件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
吉田職代	<p>異議ないものと認め、6番から10番までの 5件について許可と決めます。</p> <p>議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に、11番と12番の 2件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>11番と12番の 2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず、11番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、知人への贈与です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に、12番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、知人への贈与です。</p>

	<p>受け人と息子、息子の妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>11番と12番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、11番と12番の 2件について 許可と決します。</p> <p>次に、13番と14番の 2件について、付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>13番と14番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず13番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 10月6日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職代、 事務局職員と事前審査会を行いました。</p> <p>受け人は過去に農業開始に事前審査会を受けていましたが、 農地面積が10aに満たないことから再度、行ったものです。</p> <p>また以前から申請地を管理しており、渡し人の体調が悪いため 農地を手放したいとのことから申請に至りました。</p> <p>申請地にはいちじく、かぼちゃ等を植え、管理は本人が 行います。</p> <p>また前回の申請地も適正に管理されていることから 適格者と判断しました。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので</p>

	<p>許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、14番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>今回、兄弟が亡くなったことから受け人の実家の農地を遺贈されるものです。受け人は同じ町で農家を営む妻の実家に同居し、農作業していますので問題はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>13番と14番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、13番と14番の 2件について許可と決します。</p> <p>次に、15番と16番の 2件について、付議いたします。藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>熱海15番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、贈与、農業開始です。</p> <p>受け人は農業開始後、両親とともに耕作していくとのことです。</p> <p>10月6日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職代、事務局職員と事前審査会を行いました。</p> <p>また11日に現地調査したところ、8筆の農地は適正に管理されており、受け人も適正管理を確約しています。</p> <p>農作業常時従事要件については、同居する両親とともに農作業に従事する予定です。</p> <p>地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しております。受け人家族及び地元農家が</p>

協力するので問題はないと思われます。

以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはありません。

次に、16番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。

10月10日に代理人の行政書士と話した結果、申請の内容に誤りはありませんでした。

11日に現地調査を行い、客土をして適正管理されていきました。

同日、受け人に聴き取り調査をしたところ、自分の農地に隣接しており新たに購入する農地についても効率的な利用を確約しております。

農作業常時従事要件については、受け人と妻が30年以上農作業しており満たしております。

地域との調和要件については、申請書及び現地調査も含めて効率的かつ総合的な利用の確保に生ずるおそれはありません。

調査の結果、両件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

15番と16番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長

異議ないものと認め、15番と16番の 2件について許可と決します。

次に、17番 1件について、付議いたします。

濱津 洋一委員の調査報告を求めます。

濱津 洋一  
委員

17番 1件について、調査の結果を報告いたします。

	<p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p> <p>10月5日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職代、事務局職員と事前審査会を行いました。</p> <p>貸人と借人は親子です。借人と妻が農作業に従事します。</p> <p>借人は20年前、Uターンで地元に戻り親元で農業を手伝い始めました。貸人である父親夫婦が高齢になり、息子夫婦に引き継いでいきたいということで、今回の申請になりました。</p> <p>現地調査の結果、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>17番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、17番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、18番と19番の 2件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>18番と19番の 2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず18番ですが申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人は会社を経営しており、自分の事業所に隣接する農地を購入して野菜等を作りたいとのことです。</p> <p>申請地の地目は田ですが、長年耕作されず山林化していました。</p> <p>受け人の事業所の西側に隣接しており、受け人が客土を行い肥料をかけて畑として利用できる状況になっています。</p> <p>栽培は本人があたり、自家用野菜を作ります。</p>

	<p>全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件に問題はなく、許可相当と思われます。</p> <p>次に19番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>申請人は姉と弟の関係です。姉は市街地に住んでいますが、実家の近くで農業をしたくて申請地を購入し、畑として利用していましたが、現在は高齢のため弟に譲るものです。</p> <p>受け人は申請地の近くに住んでおり耕作することができます。</p> <p>現地を確認しましたが、適正に耕作されており農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>18番と19番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、18番と19番の 2件について許可と決めます。</p> <p>次に、20番 1件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>20番 1件について、調査の結果を報告いたします。渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。受け人と妻、息子が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので</p>

	許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	20番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、20番 1件について 許可と決します。  次に21番と22番の 2件について、付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。
岩崎 幸夫 委員	21番と22番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず21番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、甥から叔母への贈与による農業開始です。 10月5日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職代、 事務局職員と事前審査会を行いました。 渡し人は東京に住んでおり、申請地は荒れていました。 許可後は近くの実家に移転して、主にブルーベリーを栽培し 近隣の老人と管理するそうです。 受け人は80歳と高齢ですが、別の兄の息子が後継者に なります。現地調査の結果、きれいに管理されておりました。 近所に協力者が数名おり、別の甥も作業します。 農機具は耕運機を借りる予定です。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  次に、22番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、農業開始です。 10月5日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職代、 事務局職員と事前審査会を行いました。

	<p>この土地は長年、耕作されておらず当地に隣接する住宅も空き家でしたが、受け人が空き家バンクを通じて取得しており畑はきれいに管理されていました。</p> <p>そこで古民家レストランを始めるため、現在改装中です。この店で提供するトマト、なす、きゅうり等を栽培するそうです。農機具は一通り揃っており、受け人と妻が作業します。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>21番と22番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、21番と22番の 2件について許可と決します。</p> <p>次に、23番 1件について、付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>23番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 10月1日、現地確認及び渡し人、受け人への聴き取り調査を行いました。申請地は野菜畑としてきれいに耕作されていました。 申請地は受け人の自宅から約15kmありますが、郡山市には頻繁に行き来しており、耕作することは充分可能とのことでした。 生産した野菜は直売所で販売します。 全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について問題なしと判断しました。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に</p>



	<p>該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>23番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、23番 1件について許可と決します。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>安積1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は工事に伴う資材置場、重機置場です。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>この申請地は長年にわたり、休耕地になっていましたが草刈りとロータリーがけをしてしっかり管理されております。</p> <p>取水計画はありません。雨水は自然浸透。汚水はありません。</p> <p>北側は道路、南側は池、西・東側は農地になっていますが周りにネットフェンスを設置し、周辺農地に影響を与えないようにします。</p> <p>また鉄板を敷き、使用します。</p> <p>工事終了後は原状回復する確約書も添付されています。</p> <p>これは郡山市上下水道の改良工事のための申請です。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p>

	<p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。  2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、  農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で  農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める  農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき  土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。  許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、  仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために  行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで  当該農地を供することが必要であると認められるものであること、  かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項  又は第9条第1項の規定により定められた  農業振興地域整備計画の達成に  支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。  その他の事項については、記載のとおりです。  以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、  許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、  許可と決します。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。  吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>三穂田2番について、調査の結果を報告いたします。  渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。  申請の事由は墓地の駐車場です。  農地区分は第1種農地と判断しました。  去る16日に現地を確認に行き、北・西側は山林で  南側は道路を挟んで墓地、東側も墓地です。  雨水は敷地内自然浸透です。汚水・雑排水はありません。</p>

	<p>周辺農地には影響ないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしてない、おおむね10ha以上の規模の1団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。</p> <p>降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>田村3番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は工事に伴う資材置場です。</p> <p>今後、県道の車両通行量が増えるにあたり、狭窄部分の拡張工事が必要不可欠になります。今回、工事を行うに際して工事関係車両及び重機類が稼働可能な用地が一時的に必要であることから申請に至ったものです。</p> <p>土砂の流出等の災害を防止するための工事車両が通行する部分は</p>

	<p>岩じり処理を施し、トリカルネットを設けます。</p> <p>雨水については県道既設側溝に流入するよう処理します。</p> <p>一時転用により農地を分断、更には周辺農地への通風・日照等に影響はありません。一時転用期間が満了した際は、岩じりを剥ぎ取り、耕作していた土で埋め戻しを行います。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で</p> <p>1番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、</p> <p>1番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に、4番 1件について付議いたします。</p> <p>中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>中田4番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は宅地の売買にあたり住宅進入路の設置です。</p> <p>10月1日、現地確認及び当事者へ聴き取り調査を行いました。</p> <p>今回、売買される宅地は道路がない状態であり</p>

	<p>売買に際し、進入通路を設ける必要があるためです。</p> <p>車社会になったため、約40年前に市道に接続する通路を築造したそうです。本来であれば当時、農地法の許可を得る必要があったわけですが、当時は関係法令に疎く、今回申請地が法令違反であることを知り、今後は同様の違反を行わないとの顛末書が添付されています。</p> <p>申請書を通路にしたことにより、周辺農地への悪影響はないものと認められます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カ-イで、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p>

	<p>続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、所有権移転の申請があり審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますがご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決します。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一委員	<p>喜久田1番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>10月4日に現地を確認して来ました。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>現地は沢筋の地形で40年以上耕作されておらず、林野化しており農地に復元することは困難と判断しました。</p>

	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
吉田職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。 議長交代いたします。
議長	議長交代いたしました。  次に、13番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。 10月2日、現地確認をして来ました。 申請地は空き家に付随した農地でしたが、空き家は第3者に 売り渡し、農地が残ってしまいました。農地に入る道路は 宅地からしかなく、耕作されずに原野化してしまいました。 周りも山林であり、周辺農地の日照等への影響はないと 判断し、承認相当と思われますがご審議のほど よろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	13番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、13番 1件について、 非農地と決めます。  次に14番から180番までの 167件について付議いたします。

	事務局の調査報告を求めます。									
事務局	<p>14番から180番までの167件について、調査の結果をご報告いたします。所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>7月24日から9月14日まで延べ16日間、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が農地利用状況調査において現地調査を行いました。</p> <p>その結果、別紙の167名が所有する</p> <table border="0"> <tr> <td>田</td> <td>114筆</td> <td>55,816㎡</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>203筆</td> <td>93,989.13㎡</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>317筆</td> <td>149,805.13㎡</td> </tr> </table> <p>について、いずれも多年にわたり耕作されていないことにより、樹木が生え山林化していたり、背の高い草に覆われていたりするなど農地の復元は困難であり、また周辺農地への営農の支障もなく、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>	田	114筆	55,816㎡	畑	203筆	93,989.13㎡	合計	317筆	149,805.13㎡
田	114筆	55,816㎡								
畑	203筆	93,989.13㎡								
合計	317筆	149,805.13㎡								
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>									
	(質問、意見なし)									
議長	<p>14番から180番までの 167件について非農地と判断することに異議ございませんか。</p>									
	(全員「異議なし」)									
議長	<p>異議ないものと認め、14番から180番までの 167件について非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>									
事務局	<p>議案第5号は農業振興地域整備計画の変更について、郡山市長から意見を求められましたのでお諮りするものです。</p> <p>始めに農用地区域からの除外について説明いたします。</p> <p>資料1-1をご覧ください。除外の内容ですが公衆用道路、電気通信事業に供する土地及び非農地判断された土地を農用地区域から除外するものです。</p>									



	<p>次に資料１－２をご覧ください。</p> <p>公衆用道路、電気通信事業に供する土地の詳細は記載のとおりで、合計３筆 469.80㎡です。</p> <p>次に資料１－３をご覧ください。</p> <p>農業委員会で現況が山林、原野であるとして非農地判断した農用地について、農用区域から除外するものについての詳細は記載のとおりで合計12筆 5,562㎡です。</p> <p>次に農用区域の編入について資料２－１をご覧ください。編入の内容ですが中山間地域等直接支払交付金の活用により農地の適切な維持管理や農業生産活動の継続が見込める農地について農用区域に編入するものです。</p> <p>編入する農地の詳細は資料２－２のとおりで合計３筆4,272㎡です。</p> <p>資料２－３は当該農地の航空写真です。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について</p> <p>ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	(意見交換を経て)
議長	<p>ほかに、ございませんか。</p>
	(なし)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第５号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、１番と２番の ２件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第１号を終わります。</p> <p>続いて、報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による</p>

農地転用届出について」

次のとおり、1番から14番までの 14件について、  
農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「農地法第3条第1項の規定による  
許可処分を取り消しについて」

次のとおり、1番 1件について取消願いの提出があり、  
適当と認め取り消したので報告する。

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「受理通知書の返納願いについて」

次のとおり、1番 1件について、  
郡山市農業委員会規程 第17条第26号の規定により  
受理をしたので報告する。

報告第4号を終わります。

ただいまの 第1号から第4号までの報告について  
ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

以上で報告事項を終わります。

次に9月20日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を  
求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。

事務局

市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る  
農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、  
申し出があった各案件の概要を説明いたします。

お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の  
可否見込みについて及びタブレットの資料をご覧ください。

8月締め切り分で、8件の申請がありました。

1番から6番までが農業振興地域の除外の申し出、  
軽1番と軽2番が農業振興地域整備計画の軽微な  
変更申し出です。

中央1番の事業目的は自宅の進入路です。

申出者は、これまで使っていた進入路が物流施設の開発事業により使えなくなるため、新たに進入路を設けるものです。

申請地は、郡山中央スマートインターチェンジからおおむね300m以内の第3種農地、公共施設便益地域内農地と郡山中央スマートインターチェンジから300mを超えた10ha以上の規模の集団農地で第1種農地です。

第3種農地の転用は許可できます。

また、第1種農地の部分については、既存施設の拡張事業として許可できます。

中央2番の事業目的は、駐車場です。

申出者は、社有車10台と従業員の車8台の駐車場に使用するものです。

申請地は郡山中央スマートインターチェンジからおおむね300m以内の第3種農地、公共施設便益地域内農地です。

第3種農地の転用は許可できます。

逢瀬3番の事業目的は、ドライブインです。

申出者は、逢瀬町区長会や逢瀬町商工会の要望を受け、ここにドライブイン、コンビニエンスストアを建設することにしました。

店舗と休憩所、大型車7台と普通車39台の駐車場に使用するものです。

申請地は土地改良した第1種農地ですが主要地方道郡山・湖南線と主要地方道長沼・喜久田線が交差する所にあり、流通業務事業として許可できます。

日和田4番の事業目的は、資材置場及び駐車場です。

申出者は、山砂、碎石、残土置場と重機9台とダンプ6台、普通車7台の駐車場に使用するものです。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

日和田5番の事業目的は専用通路です。  
申出者は、現在使用している法定外道路の幅員が狭く、幅員を約2m広げることになりました。  
申請地は10ha以上の規模の第1種農地ですが既存施設の拡張事業として許可できます。

湖南6番の事業目的は駐車場です。  
申出者は隣地に別荘を所有しており、駐車場を拡張するものです。  
申請地は土地改良が行われた第1種農地ですが既存施設の拡張事業として許可できます。

三穂田軽1番の事業目的はしいたけの菌床栽培施設です。  
申請地は農用地ですが、農業用施設として許可できます。

富久山軽2番の事業目的は農業用の資材置場です。  
申出者は、苔シートの生産を計画しており、苔シートの仮置き場や苔用容器置場として使用するものです。  
申請地は農用地ですが、農業用施設として許可できます。

以上で、今回の申請の概要説明といたします。

議長

次に中尾 一明委員から、審議の内容を報告願います。

中尾 一明  
委員

9月20日に特別委員会を開催し、ただいま事務局から報告ありましたとおり、その審議の結果を報告します。  
農業振興地域整備計画の変更ですが8件の申請があり、協議しました。特別委員会では記載のとおり許可基準を定め市長に報告することに決し、既に報告しております。  
以上、特別委員会の報告とさせていただきます。

議長

ただいまの説明について  
ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定と

	する旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。 その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第31回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

## 第31回総会（令和5年10月18日開催）の概要

第3条 農地の異動は

23件で、田 44,346.47㎡ 畑 19,926.35㎡ でした。

第5条 農地の転用は

4件で、住宅進入路1件、駐車場1件、一時転用2件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。